

調布飛行場の就航率向上及び三宅島航空路線開設に係る確認書

第7回「調布基地跡地関連事業推進協議会（以下「四者協」という。）」における合意を踏まえ、調布市と東京都は、以下のとおり確認する。

1 就航率の向上について

- (1) 定期航空路線に就航する航空機及び公共性・緊急性の高い医療搬送、防災等に供される航空機に限り、計器気象状態にあるときのみ計器飛行方式による運用を行う。
- (2) 有視界気象状態においては、今までどおり全ての航空機について有視界飛行方式による運用を行う。
- (3) 協定別表4(5)の特別有視界飛行に係る記述については、計器飛行方式の運用開始以降、東京都調布飛行場運用規程第2条第2項の規定に読み替えるものとする。
- (4) この計器飛行方式の運用は、平成25年度早期を目途に行う。

2 三宅島航空路線の開設について

- (1) 調布飛行場～三宅島空港間の航空路線を新たに開設する。
- (2) 三宅島航空路線の運航は、平成26年度早期を目途に開始する。

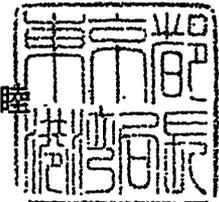
3 東京都の取組みについて

上記1及び2の実施に当たり、東京都は別紙「東京都の取組内容」のとおりに取り組む。

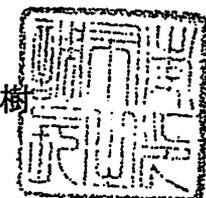
本書2通を作成しそれぞれ記名押印の上、各1通を所有するものとする。

平成25年2月6日

甲 東京都港湾局長
多羅尾 光



乙 調布市長
長友 貴



東京都の取組内容

調布飛行場の就航率向上（計器飛行方式の一部導入）及び三宅島航空路線開設に当たって、東京都は次の事項に取り組む。

1 安全対策

東京都は、これまでも「東京都調布離着陸場の整備及び管理運営に関する協定書（以下「協定書」という。）」等に基づき、安全性の確保のため、毎月開催される運航担当者会議等において運航の基本手順等の徹底を図るとともに、都独自の取組みとして事業者を対象に安全啓発講習会を開催するなど、安全対策に努めてきている。

引続きこうした様々な取組みを行うとともに、航空法の改正により新たに導入された操縦者の技能維持を図るための「特定操縦者技能審査制度」の活用などを図り、更なる安全確保に万全を期していく。

2 騒音対策

東京都は、これまでも協定書等に基づき、航空機騒音による障害を防止するため、定期的な騒音測定により航空機騒音の監視に努めるとともに、離着陸回数や飛行時間帯を制限するなど、様々な取組みを行ってきている。また、環境基準に基づく防音工事補助も行っており、協定書に定める年間総離着陸回数の上限値 23,000 回を用いて環境影響を予測し実施している（平成 23 年の飛行実績は 15,380 回）。

引続きこうした様々な取組みを行い、騒音対策に万全を期していく。

3 離着陸回数削減の取組み

平成 25 年度から次の取組みを実施する。

- 駐機スポットの削減割合を、協定時の約束 20% から更に 34% へと引き上げる。
- 体験飛行は禁止する。ただし、「調布飛行場まつり」の企画として実施する体験飛行に限り、三鷹市、府中市及び調布市と事前協議のうえ、了承を得られた場合には認めることができるものとする。
- 外来機の飛行場の使用目的は、これまで「整備又は給油」としていたが、「給油」目的の使用を原則禁止する。
- 自家用目的の飛行について次のとおり制限を強化する。
 - ・日祭日の 1 暦月の離着陸回数制限を新たに設け、1 暦月 6 回以内とする。
 - ・平日の離着陸回数制限については、現行の 1 暦月 15 回以内を更に引き下げ、1 暦月 12 回以内とする。
- 外来機の離着陸回数制限については、現行の 1 暦月 15 回以内を更に引き下げ、1 暦月 10 回以内とする。